

配置技術者等について（参考）

	名 称	選 任	資格要件	兼 務	配置	拘束(配置)期間	備 考
道路維持除雪業務	現場統括主任	代表者	なし	当該業務内で作業間の兼務については、別表に示すとおり	常駐	業務期間 (10/1～翌年 9/30)	所属会社と直接雇用関係がある者
	道路維持 技術主任※ ¹	業種登録： 舗装(等級：A)	建設業法(法の各業種要件による)に係る法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で本業務現場における業務の履行の技術上の管理をつかさどる者。 ※道路維持：舗装 ※道路パトロール：舗装 ※道路除雪：土木・とび土工・舗装 ※雪堆積場管理： 土木・とび土工・舗装・造園 ※雪堆積場雪割：同上		専属	道路維持作業期間 (10/1～翌年 9/30)	所属会社と3ヶ月以上の直接雇用関係がある者
	道路パトロール 技術主任	業種登録：舗装				道路パトロール 作業期間 (10/1～翌年 9/30)	
	道路除雪 技術主任※ ²	業種登録： 道路維持除雪				道路除雪作業期間 (11/1～翌年 3/31※ ⁵)	
	雪堆積場管理 技術主任※ ³	業種登録： 道路維持除雪				雪堆積場管理 作業期間 (12/1～翌年 3/31)	
	雪堆積場雪割 技術主任※ ³ ※ ⁴	業種登録： 道路維持除雪				雪堆積場雪割 作業期間 (翌年 4/1～※ ⁶)	

※1：河川維持管理作業（草刈）も含めて、技術上の管理を司ることとする。 ※2：河川維持管理作業（雪割）も含めて、技術上の管理を司ることとする。

※3：雪堆積場管理のない地区は、雪堆積場管理・雪割技術主任の配置は必要ない。

※4：自然融雪を行う雪堆積場においても雪堆積場雪割技術主任を要するが、他工事との兼任は可とする。

※5：山岳部の春先除雪の作業期間により設定（最大 5/31 程度まで） ※6：雪割の作業期間により設定（各雪堆積場により、4/30～8/31 程度まで）

◆上表の技術者等のほか、除雪センターの運営や市民対応の責任者として、下表の内容による除雪センター長を配置。

名 称	選 任	資格要件	兼 務	配置	拘束(配置)期間	備 考
除雪センター長	代表者	上記の道路除雪技術主任と同じ	当該業務内での兼務については、別表に示すとおり	常駐	除雪センター開設期間 (12/1～翌年 3/20)	所属会社と3ヶ月以上の雇用関係がある者

◆これらの配置技術者等のほか、以下の責任者を配置。

- ・副センター長⇒業務全般にわたり除雪センター長を補佐するほか、不在時など除雪センター長を代理するために1名以上配置(除雪センター長との兼任不可)
- ・作業主任⇒各作業の責任者として、必要工種(車道除雪、歩道除雪、運搬排雪・パートナーシップ排雪、凍結路面对策、附帯除雪、雪堆積場)に従事する企業から工種毎に1名以上配置(但し、必ず各構成員から1名以上配置させること)

◆常駐：当該現場のみを担当し、常に現場に滞在 = 他工事との兼任は不可。

ただし、除雪センター長は、副センター長による連絡体制等を行うことで除雪センターの運営に支障が無く、担当職員が認めた場合は常駐を要しない。 = 他工事との兼任は可※。※除排雪の繁忙期(12/20～3/15)は不可。

◆専属：当該業務専属に配置(業務内で作業間の兼務については、別表に示す) = 他工事との兼任は不可。

◆これらの各技術主任は、業務の継続性等において支障がないと担当職員が認めた場合は協議により変更できるものとする。